

明治大学におけるP I 人件費支出制度による研究改善費の活用方針

2024年2月7日理事会制定

「明治大学におけるP I 人件費支出制度に関する規程」(以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、競争的研究費等の直接経費から当該競争的研究費の研究代表者等(以下「P I」という。)の人件費を支出することに伴い確保された財源(以下「研究改善費」という。)の活用方針を、以下のとおり定める。

1 目標

研究改善費は、本学の研究力向上のため、研究者の処遇改善や、研究に集中できる環境整備を目的として、研究人材の強化、研究資金の充実、研究環境の改善に活用する。

本学では、飢餓や貧困、格差、地球温暖化などの社会問題に向き合い、持続可能な社会の実現を目指した研究を目指している。その研究計画を実現するため、「研究プロジェクトの拠点化」を推進し、「研究活動の国際性」を高め、「若手研究者が活躍できる研究環境」を整備することから、本学の研究をさらに「前へ」と進めるものとする。

2 目標を達成するための具体的な研究改善費の使途・活用策

(1) 研究プロジェクト拠点の強化

- ア P I 人件費を支出したP I への褒賞金の支給
- イ その他、研究プロジェクト拠点の環境整備や研究支援の充実等

(2) 研究活動の国際化の推進

- ア 国際的な共同研究の支援
- イ その他、研究活動の国際化に資する助成等

(3) 若手研究者の研究環境の整備

- ア 若手研究者の環境整備や研究支援の充実
- イ その他、若手研究者の自立的研究課題への助成等

3 研究改善費の配分先及び配分比率

(1) 研究改善費の配分先及び配分比率は、原則、以下のとおりとする。

- ア P I 人件費を支出したP I 本人(40%)
- イ P I 人件費を支出したP I が所属する特定課題研究ユニット等の本学内に拠点を置く研究組織(30%)
- ウ P I 人件費を支出したP I が所属する部局等(30%)

(2) ただし、前号の配分先イ及びウの配分比率は、規程第5条第1項に規定するP I 人件費支出制度の利用申請書を提出後に、必要に応じてP I と所属長の合意の上、変更できるものとする。

4 執行にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得したP Iが研究計画を遂行するために判断するものであり、本学が強制するものではない。
- (2) 本方針は、本学に所属するP Iの意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (3) P I人件費支出制度は、本方針に掲げる目標の達成に向け、P Iの処遇改善等の人事給与マネジメントを始め、研究力向上に向けた研究組織・制度の改革と一体的に取り組む。

以 上

附 則

この活用方針は、2024年2月8日から施行する。